

(1) 長崎市地域コミュニティ推進審議会

地域活動団体、福祉・介護関係団体、医療・保健関係団体、教育関係団体、子ども・青少年育成関係団体、防災関係団体、防犯関係団体、公益活動団体、産

業関係団体、金融関係団体、学識経験者、公募委員など20名の委員で構成されています。



長崎市地域コミュニティ推進審議会委員一覧(五十音順、敬称略)

委員名	出身団体	備考
阿保 貴章	認定NPO法人長崎在宅Dr.ネット	
池山 賢太郎	日本郵便(株) 長崎県南部地区連絡会	
井口 元孝	長崎市民生委員児童委員協議会	
江口 忠宏	DEJIMA BASE	
大杉 あゆみ	長崎純心大学人文学部	
小方 貴子	長崎市青少年育成連絡協議会	
加藤 眞知	子どもを守るネットワーク	
川添 達朗	長崎市地区商工会連絡協議会	
菊野 寛史	長崎市保健環境自治連合会	
小柳 亮一	西北校区まちづくり協議会	
佐藤 一則	NPO法人たちばな	
田川 雄一	長崎市小学校長会	
田中 元登	公募	
堤 裕子	長崎市消防団	
西村 宣彦	長崎大学経済学部	会長
濱添 なおみ	形上地区まちづくり協議会	副会長
深堀 優	長崎市地域包括支援センター連絡協議会	
松尾 俊哉	長崎市PTA連合会	
松下 隆	長崎市社会福祉協議会支部長会	
森 健司	公募	

(2) 長崎市地域コミュニティ推進本部

本計画を改定するにあたって、長崎市地域におけるまちづくりの推進に関する条例に基づき、安定的かつ持続可能な地域におけるまちづくりの総合的な推進及び調整を図るとともに、関係

部局が緊密な連携を図り、個々の施策を連動させることで相乗効果を高めていくため、長崎市地域コミュニティ推進本部を設置し検討しました。

長崎市地域コミュニティ推進本部(令和元年10月9日設置)

本部長:市長

副本部長:副市長

委員:危機管理監、企画政策部長、総務部長、情報政策推進部長、財務部長、市民生活部長、原爆被爆対策部長、福祉部長、市民健康部長、こども部長、環境部長、経済産業部長、文化観光部長、水産農林部長、土木部長、まちづくり部長、まちづくり部政策監、建築部長、中央総合事務所長、東総合事務所長、南総合事務所長、北総合事務所長、消防局長、教育長、上下水道局長、議会事務局長、農業委員会事務局長

長崎市地域コミュニティ推進本部幹事会

幹事長:地域コミュニティ推進室長

幹事:防災危機管理室長、企画政策部都市経営室長、企画政策部広報広聴課長、総務部行政体制整備室長、情報政策推進部DX推進課長、財務部資産経営課長、市民生活部自治振興課長、市民生活部市民協働推進室長、原爆被爆対策部被爆継承課長、福祉部福祉総務課長、福祉部高齢者すこやか支援課長、福祉部障害福祉課長、福祉部地域包括ケアシステム推進室長、市民健康部地域保健課長、市民健康部健康づくり課長、こども部こども政策課長、こども部子育てサポート課長、こども部こどもみらい課長、環境部ゼロカーボンシティ推進室長、環境部資源循環課長、経済産業部商業振興課長、文化観光部文化財課長、水産農林部水産振興課長、水産農林部農林振興課長、土木部土木企画課長、まちづくり部都市計画課長、まちづくり部公共交通対策室長、建築部住宅政策室長、建築部建築指導課長、中央総合事務所総務課長、中央総合事務所地域福祉課長、中央総合事務所生活福祉2課長、中央総合事務所地域整備1課長、東総合事務所地域福祉課長、東総合事務所地域整備課長、南総合事務所地域福祉課長、南総合事務所地域整備課長、北総合事務所地域福祉課長、北総合事務所地域整備課長、消防局予防課長、教育委員会教育総務部学校施設課長、教育委員会教育総務部適正配置推進室長、教育委員会教育総務部生涯学習企画課長、教育委員会教育総務部東公民館長、教育委員会学校教育部学校教育課長、農業委員会事務局事務長

説明 ↓ ↑ 意見提案

説明 ↓ ↑ 意見提案

連 ↓ ↑ 携

議会

長崎市地域コミュニティ
推進審議会

市社協など関係機関

(3) 長崎市社会福祉協議会

社会福祉協議会(以下「社協」という。)は、社会福祉法に基づく社会福祉活動の推進を目的とした営利を目的としない民間組織です。

市社協は、昭和39年9月15日に任意団体として設立し、昭和42年1月13日に社会福祉法人として認可を受けました。

社協は、地域福祉の推進において中心的な役割を果たすことが期待されていることから、社会福祉を目的とする事業者だけでなく、社会福祉に関する活動

を行う地域住民、民生委員・児童委員、保健、医療、教育など多くの関係者の参加・協力のもと、「誰もが**ふ**だんの**く**らしの中で**し**あわせを感じられる笑顔あふれるまち“ながさき”をつくるため、様々な事業を行っています。(*次ページ参照)

社協の役割【社会福祉法第109条】

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

*市社協では、年2回(5月、10月)広報誌“社協だより”を発行している他、公式ウェブサイトや フェイスブックで様々な情報を発信しています。



*令和7年度現在

長崎市社協の事業紹介 ※一部抜粋

市民一人ひとりの困り事への相談支援

- ・しゃきょう“なんでも”相談
- ・長崎市生活支援相談センター
- ・長崎市権利擁護・成年後見支援センター
- ・生活福祉資金の貸付
- ・ファミリー・サポート・センターながさき



地域活動の支援

- ・地域福祉活動の企画・実施のための支援
- ・市社協支部活動への支援
- ・生活支援体制整備事業
- ・各種研修会の実施



ボランティア活動の推進

- ・福祉体験学習の支援
- ・ボランティア活動に関する相談・調整
- ・災害ボランティアセンターの運営(運営訓練の実施)
- ・災害ボランティア事前登録の推進
- ・被災地災害ボランティアセンターへの職員派遣)



募金活動の推進

- ・赤い羽根共同募金運動の支援(募金の募集・社会福祉事業への配分等)
- ・日本赤十字社の活動支援(活動資金の募集・赤十字活動の周知等)



(4) 長崎市よかまちづくり基本条例

長崎市条例第39号

長崎市においては、これまでも市民がまちづくりに参画し、行政とも協働を重ねてきました。それらのつながりをさらに強めることで、どのような時代の変化にも対応できる真に自立した「よかまち」を実現するため、長崎市におけるまちづくりの基本的な考え方や市民の役割等を明確にした、長崎市よかまちづくり基本条例をここに制定します。

私たちのまち長崎市は、鎖国時代には西洋に開かれた唯一の窓口であり、港を通して、多様な異国の文化を受け入れ、先進的な情報を国内に広めるとともに、志を持つた若者たちを育み、時代を動かす日本の国づくりに大きく貢献してきた歴史を持っています。

また、原子爆弾の惨禍から市民の英知とたゆまぬ努力によつて復興した経験を持つことから、核兵器の廃絶と世界恒久平和を希求し、その実現に向け、自ら行動し続けるまちです。

このような歴史と、日本、中国、西洋を意味する和・華・蘭の文化が融合した異国情緒豊かな長崎市には、交流の史実を物語る出島をはじめ、様々な歴史や文化を象徴する寺社や教会、日本の近代化を支えた産業遺産などがまちの至るところに残っており、中には世界遺産として登録されたものもあります。また、「くんち」や「精霊流し」に代表される祭りや行事も多く、各地域にも特色ある伝統が継承され、未来へと引き継ぐべき貴重な市民の財産となつています。

そして、これらの歴史や文化に加え、深い入江と港を囲む山々が織りなす美しい地形は、世界でも有数の夜景を演出し、新鮮な海の幸や異国との交流の中で育まれてきた和・華・蘭の食文化に、市民のあたたかい心が相まって、訪れる方々をもてなしています。

一方、地域の課題やニーズも多様化・複雑化している現状において、人口減少や少子化・高齢化が進行し、地域のつながりが希薄化するなど、社会の仕組みについても大きな転換期を迎えています。

私たちは、将来のこのまちが、「豊かな自然や歴史と文化を守り、活かしながら、世界中のだれもが訪れたいおもてなしに溢れた魅力あるまち」、「すべての市民が安全・安心に暮らし、地域や人のつながりを大切にするまち」、「原爆被爆都市の使命として、被爆体験を語り継ぎ、平和を発信し続けるまち」であることを目指します。

この条例を制定することにより、市民、議会及び行政などあらゆるまちづくりの担い手である私たちが、それぞれの強みを活かし、役割を果たしながら、みんなでまちづくりを進めていきます。

(まちづくりの宣言)

第1条 私たちは、まちづくりに参画し、様々な担い手と協働し、つながりを深め広げることにより、どのような時代の変化にも対応でき、幸せに暮らし活動できる長崎市らしいまちづくりを進めます。

(用語の意味)

第2条 この条例で使用する用語の意味は、次のとおりとします。

- (1) 市民 次のいずれかに該当するものをいいます。
 - ア 住民 本市の区域内に住所を有する者をいいます。
 - イ 通勤・通学する人 本市の区域内に通勤し、又は通学する者をいいます。
 - ウ 地域団体 地域のために活動している地域ごとに形成された自治会などの団体をいいます。
 - エ 市民活動団体等 本市の区域内で不特定かつ多数のものの利益の増進のために活動している個人及び法人その他の団体をいいます。
 - オ 事業者 本市の区域内で事業を営む個人及び法人その他の団体をいいます。
 - カ 納税者 アからオまでに掲げる個人、法人、団体のほか、本市へ納税している個人、法人、団体をいいます。
- (2) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長をいいます。
- (3) まちづくり 地域をより良いものとするための様々な分野における取組みをいいます。
- (4) 市政 市長等又は議会が行う活動をいいます。
- (5) 参画 自らの意思でまちづくりに参加することをいいます。
- (6) 協働 様々な担い手が強い信頼関係のもと、それぞれの強みを発揮して、お互いに協力してまちづくりに取り組むことをいいます。

(まちづくりの基本理念)

第3条 私たちのまちづくりの基本理念は、次のとおりとします。

- (1) 豊かな自然や歴史と文化を守り、活かしながら、だれもが訪れたい魅力あるまちづくり
- (2) 地域や人がつながり、だれもが安全・安心に暮らせる住みやすいまちづくり
- (3) 被爆の実相や体験を継承し、平和を発信し続けるまちづくり

(まちづくりの基本原則)

第4条 私たちのまちづくりの基本原則は、次のとおりとします。

- (1) 情報共有の原則 市民、議会、市長等が、まちづくりに関して情報を出し合い共有すること
- (2) 参画の原則 市民が、まちづくりに主体的に参画すること
- (3) 協働の原則 市民、議会、市長等が、まちづくりに関して協働すること

(5) 長崎市地域におけるまちづくりの推進に関する条例

長崎市条例第46号

(目的)

第1条 この条例は、長崎市よかまちづくり基本条例(平成27年長崎市条例第39号。以下「基本条例」という。)の趣旨にのっとり、住民等、地域コミュニティ連絡協議会及び本市の役割を明らかにするとともに、本市の支援及び地域コミュニティ連絡協議会の認定等に関し必要な事項を定めることにより、安定的かつ持続可能な地域におけるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住民等 基本条例第2条第1号に規定する住民、通勤・通学する人、地域団体、市民活動団体等及び事業者をいう。
- (2) 地域コミュニティ連絡協議会 日常生活を通じて顔の見える関係を構築することができる地区内の住民等が構成員となり、連携及び協力を図りながら地域におけるまちづくりの推進に努める団体であって、第7条第1項の規定による認定を受けたものをいう。
- (3) 地域におけるまちづくり 住民等が自らの地区に必要な取組みを地区全体で話し合い、実行していくことをいう。
- (4) 地区 第7条第1項第1号アからウまでのいずれかの区域をいう。
- (5) まちづくり計画 地区の将来像、課題及び課題解決のための取組みについて、住民等の多様な主体が参加する話合いの過程を経て、住民等が策定した地区独自の長期的な計画をいう。

(住民等の役割)

第3条 住民等は、自らの地区への関心を高めるとともに、地域におけるまちづくりの推進に向けた取組みへの参加及び協力を努めるものとする。

(地域コミュニティ連絡協議会の役割)

第4条 地域コミュニティ連絡協議会は、次に掲げる事項を行うよう努めるものとする。

- (1) まちづくり計画に基づく事業の立案及び実施
- (2) 地域コミュニティ連絡協議会の構成員間における情報共有及び相互連携
- (3) 地区内の住民等に対する情報発信並びに地域コミュニティ連絡協議会への参加促進及び自治会をはじめとする地区内の団体の公益的な活動への参加促進

(市の役割)

第5条 本市は、地域コミュニティ連絡協議会の自主性及び自立性を尊重し、地域におけるまちづくりの推進のために必要な施策を講じなければならない。

(市民の役割)

- 第5条 私たち市民は、自分たちのまちに関心を持ち、自分たちのまちをよく知るために、お互いに情報を出し合い共有します。
- 2 私たち市民は、自分でできることは自分で、自分たちでできることは自分たちでという気持ちで、積極的にまちづくりに参画します。
 - 3 私たち市民は、まちづくりにあたり、お互いに相手の立場を理解しおもしろいやりをもつて、様々な担い手とつながり、積極的に協働します。
 - 4 私たち市民は、先人から受け継いだ交流により栄えたまちを、さらに発展させ、みんなでまちをつくるという気持ちとともに、未来を担う子どもたちに継承します。

(議会の責務)

- 第6条 議会は、市政における二元代表制の一翼を担い、本市の意思決定を行う議決機関として、その権能を発揮します。
- 2 議会に関する基本的な事項については、長崎市議会基本条例(平成22年長崎市条例第37号)によります。

(市長等の責務)

- 第7条 市長等は、効率的で、公正かつ透明性の高い市政運営のため、市民意思の把握に努め、まちの現状や課題を市民と共有して、まちづくりを推進します。
- 2 市長等は、市民の自主性及び自立性を尊重し、参画と協働によるまちづくりを推進します。
 - 3 市長等は、市民の意見を適切に反映させながら、総合的かつ計画的な市政の運営に取り組むとともに、健全な財政運営を行います。
 - 4 市長等は、国及び他の地方自治体と積極的に連携します。
 - 5 市長等は、世界に貢献するために、これまでの国際交流の歴史を活かしながら、国外の都市等と積極的に連携します。
 - 6 市長等は、適切に職員を指揮監督するとともに、参画と協働によるまちづくりを推進する職員を育成します。
 - 7 市長等は、この条例の趣旨が施策等に反映されていることを検証します。

(職員の責務)

- 第8条 職員は、全体の奉仕者として、法令、条例、規則等を遵守するとともに、市民と情報を出し合い共有しながら、公正、誠実かつ効率的に職務を遂行します。
- 2 職員は、様々な担い手とつながり、積極的に参画と協働によるまちづくりに取り組みます。
 - 3 職員は、自らの経験や専門性を活かしながら、市民としての役割を担います。

附 則

この条例は、平成27年12月1日から施行する。

(市の支援)

第6条 本市は、地域コミュニティ連絡協議会による地域におけるまちづくりの推進又はまちづくり計画の実現のため、必要があると認めるときは、地域コミュニティ連絡協議会に対し、予算の範囲内において財政上の措置を講ずるとともに、人材の育成、情報の提供、連携・交流の促進その他必要な支援を行うものとする。

(地域コミュニティ連絡協議会の認定等)

第7条 市長は、次に掲げる要件の全てを満たす団体について、地域コミュニティ連絡協議会に認定するものとする。

- (1) 活動区域が次のいずれかに該当すること。
 - ア 市立の小学校の通学区域を基礎とする区域
 - イ 連合自治会(統廃合前の小学校の通学区域を基礎とする自治会の連合体に限る。)の区域を基礎とする区域
 - ウ その他市長が適当と認める区域
 - (2) 地区を代表する団体(市長が別に定める要件を満たす団体に限る。)であって、地区の様々な課題に対応できること。
 - (3) 市長が別に定める事項を記載した規約又は会則を有していること。
 - (4) まちづくり計画を策定していること。
- 2 前項の規定による認定を受けようとする団体の代表者は、市長が別に定めるところにより、市長に申請しなければならない。
 - 3 市長は、前項の規定による申請があったときは、内容を審査の上、その認定の可否を決定するとともに、同項の団体の代表者にその旨を書面により通知するものとする。
 - 4 第1項の規定による認定を受けた団体の代表者は、第2項の規定による申請をした事項に変更が生じたときは、市長が別に定めるところにより、市長に届け出なければならない。
 - 5 前項の団体の代表者は、第1項の要件を満たさなくなった場合又は地域コミュニティ連絡協議会を解散しようとする場合は、市長が別に定めるところにより、市長に届け出なければならない。
 - 6 市長は、地域コミュニティ連絡協議会が次の各号のいずれかに該当する場合は、第1項の規定による認定を取り消すことができる。
 - (1) 前項の規定による届出をしたとき。
 - (2) 偽りその他不正の手段により第1項の規定による認定を受けたとき。
 - (3) 第1項の要件を満たさなくなったとき。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。

(条例施行後の検討の義務)

- 2 市長は、この条例の施行後3年を経過するまでの間において、この条例の施行状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

長崎市では、SDGs(持続可能な開発目標)の理念を踏まえて、
地域におけるまちづくりに取り組んでいきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



SDGsとは

持続可能な開発目標(SDGs)とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169の

ターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない(leave no one behind)ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

自治会PR動画第1弾 じちかいレボリューション

「自治会」って聞いたことはあるけど、自分に関係ないと思いませんか?地域を支えている自治会の存在に気付いてもらいたくて、オリジナルソングにのせて自治会を紹介する動画を作りました。耳に残る曲を口ずさみながら、一緒に「できることから」やってみましょう!



自治会PR動画第2弾 #自治会に入ってみた

当たり前にある自治会の存在に気づき、その大切さを知る共感型ストーリー。主演を務めるのは、長崎で活躍する女優・タレントの「塩田みう」さんです。『この街の“なんかいいな”は、きっとあなたにもつくれる。』



地コミPR動画第1弾 「地コミ」ってなに?

「地コミ」ってなに? どんなことしてるの? といった疑問をお持ちの方は、まずコチラの動画をご覧ください! この動画を見て、あなたも「地コミ」の活動に参加してみませんか?



地コミPR動画第2弾 “地コミ”を追ってみた!

カフェでふと耳にした“地コミ”というワード。その謎を解き明かすため、探偵に扮したタレント「塩田みう」が地域を駆け回る。やがて普段の生活や身近な風景の中に様々な“地コミ”が息づいていることに気付いていく。

あなたが住んでいるまちにも“地コミ”があるかも!



第2期 みんなで、す〜で! ながさき虹色プロジェクト [長崎市地域まちづくり計画]

策定 令和8年3月

長崎市市民生活部地域コミュニティ推進室

〒850-8685 長崎市魚の町4番1号
☎095-822-8888(代表・あじさいコール)